

# (仮称) 盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画 (案) に係る

## パブリックコメントの結果

### 1 パブリックコメント

#### (1) 目的

県央ブロック管内3市5町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）が「(仮称) 盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」を策定するに当たり、広く各市町の住民から意見等を聴取し、成案化の過程に反映させることを目的とする。

#### (2) 盛岡市の実施概要

ア 実施期間：令和4年10月3日（月）から10月24日（月）まで（22日間）

イ 周知方法：広報もりおか（10/1号）、盛岡市公式ホームページへの掲載、本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所、盛岡市保健所、各支所、各出張所等への資料配置による。

ウ 募集方法：郵送、ファックス又は直接持参の方法によるほか、市公式ホームページの応募フォームによる。

#### (3) 盛岡市の結果概要

ア 提出者数 個人（20人）

イ 意見数 67件

#### (4) 寄せられた意見等の内容と考え方

類似した意見は取りまとめの都合上整理しています。

ア 広域化の見直しに関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	<p>盛岡広域環境組合設置について多くの問題点が浮上してきている中で、「地域計画」は、多くの解決すべき課題を後回しにしつつ、おさなりの対応に終始している。</p> <p>この最大の要因は、事務組合設置準備が7年前の平成27年に出された「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」に固執しつつ進められていることにある。</p> <p>すなわち、一極集中による焼却中心のごみ処理、関係市町の特徴を軽視するごみ処理事業の広域化などが多くの問題を引き起こしている。</p> <p>さらに「地域計画」の「施策の内容」は「焼却処理は事務組合で、分別収集、最終処分は関係市町で行う」とする「基本構想」の方針に制約され、循環型社会形成推進交付金の要件である「3Rの推進」、「分別収集・資源化」、「最終処分」の課題を一貫して取り組む姿勢が希薄になっている。</p> <p>その例として、「地域計画」の中で「プラスチック製品の分別収集及び商品化に係わ</p>	<p>県は、平成31年3月に環境省が通知した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、令和3年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を見直していますが、ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性は変わっていません。</p> <p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町が本計画や8市町間で締結を予定している協定に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。このことから、引き続き、住民へのきめ細かな情報提供や周知啓発を行い、ごみ減量・資源化の推進に努めてまいります。</p> <p>また、プラスチック類の分別収集・資源化については、プラスチック資源循環促進法に基づき、新施設の稼働までに、8市町の全域で実施することとしています。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>る実施内容」を、「施策の内容」の項目にではなく「循環型社会形成推進のための基本的事項」の中に唐突に、申し訳程度に記載していることが挙げられる。</p> <p>これは、プラスチック資源の分別収集が交付金の要件になったことを配慮したその場しのぎの対応と言える。</p> <p>この「基本構想」(平成27年策定)は、20年以上前の「岩手県ごみ処理広域化計画」をベースにした時代遅れのものである。</p> <p>環境省は、平成31年に通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を出した。</p> <p>これは、行政サイドからも、これまでのごみ処理広域化の抜本的な見直しを求めたものといえる。</p> <p>「見直し」のポイントは、人口減少、地域過疎化、高齢化、ごみの減少、災害の頻発、地球温暖化などへの対応などである。</p> <p>この「通知」に基づき、岩手県も新しい「ごみ処理広域化計画」(令和2年)を出した。</p> <p>また、国の2050年カーボンゼロの要請もある。</p> <p>さらに、プラスチック資源循環や食品ロス削減の要請がある。</p> <p>こうした動向が出てくる以前に出された「基本構想」に焼却中心のごみ処理を見直す観点が入らないのは当然である。</p> <p>今や焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制への転換が求められている。</p> <p>「基本構想」を廃棄し、広域化を止め、分散型のごみ処理体制、自区内処理の体制を構築していくことが求められる。</p>		
2	<p>「2032年から広域処理を行うこととしている」と、計画冒頭で市は主張するけれど、その根拠は、大きな箱物を作ることだけを自己目的化したお粗末な理由でしかない。</p>	<p>県央ブロックのごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指しているものです。</p>	D
3	<p>ごみ問題は、一人ひとりにとって大事な問題です。</p> <p>世界の気候危機のことを考えても、ごみ減量と資源化と処理の方法は、合理的で環境に優しい内容にしていくという大きな方向性が示されてほしい。</p>	<p>ごみ減量・資源化の推進については、各市町が、それぞれの事務として、各市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域の事情に応じ、住民参加の下で意識啓発に努めながら施策を実施していく必要があるものと考えています。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>広域市町村で、現在、プラスチックを可燃にしている地域がある一方、生ゴミや布を資源化している地域もあるので、より環境にフィットするのはどういう形かについて地域間で話されたのでしょうか。</p> <p>その上で、広域でまとめて「焼却・処理」したほうが、今後の循環型社会を作る上での良い方法だという積極的な提案には受け取れなかった。</p> <p>循環型社会へのごみ処理として、広域で取り組むほうが良いとは思えないので、広域が良いという理由を明確にすべき。</p> <p>私は、より地域に密着したやり方で進めていったほうが良いと考えますので、広域化には反対です。</p>	<p>その上で、本計画や8市町間で締結を予定している協定に基づき、8市町が相互に連携しながら、圏域における循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>広域化によって期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8市町が3Rの推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどが挙げられます。</p>	
4	<p>世界的にも、エネルギー危機に直面している。</p> <p>特に日本は、その度合いの大きさは、類を見ない。</p> <p>次世代に限られた地球資源をしっかりと残すためにも、資源化は大切な課題である。</p> <p>「基本構想」を廃棄し、広域化を止め、分散型のごみ処理体制、自区内処理の体制を構築していくことを求めます。</p>	<p>基本構想では、1施設に集約して広域処理する場合と既存の6施設で単独処理する場合の30年間におけるCO2排出量を比較し、広域処理とすることで約10%削減されると試算しています。</p> <p>また、施設を集約して整備することで効率的なエネルギー回収・利活用が期待されるものです。3Rの考え方をもとに、再利用、資源化を進め、処理施設の整備・運営にあたっては環境負荷、エネルギーの有効利用などの観点を踏まえ、広域化の取組を進めてまいります。</p>	C
5	<p>結論から申し上げますと、本当に大きなごみ焼却炉が必要なのか、各市町でごみを処理する方向に転換したほうが、将来的には良いのではないかと考えます。</p> <p>理由は、この計画は、国がごみ処理の広域化の方向性を出してから、20年くらい経っていると思いますが、この間、環境や必要性の状況が大きく変化しているのに、最初の方針にしがみついているだけと見えるからです。</p> <p>松園に隣接するクリーンセンターが候補地になった頃、大震災や各地での大水害があり、ごみ処理施設を1か所に集約することが、却って、復興の遅れにつながるのではないかと思います。</p> <p>それから、さらに数年経過した今、温室効果ガスをゼロすることが世界的な目標になっていて、日本でも、環境省を中心に、ごみは減量、資源化の方向を示しているのではないのでしょうか。</p> <p>そんな中、何でも燃やせる焼却炉を据え</p>	<p>平成31年3月の環境省通知や、令和3年3月に見直された「岩手県ごみ処理広域化計画」を見ると、国、県とも「ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性」は変わっていません。</p> <p>各市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により、経済性や環境負荷などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。</p> <p>新たな焼却施設の処理量については、圏域の人口動態や、各市町のごみ減量・資源化施策の動向などを含め、今後も精査してまいります。</p> <p>また、新たな焼却施設においては受入基準を定めて基準に適合するごみを燃やせるごみとして処理することとし、その他のごみは、各市町の施策によって3Rの取組がなされるものです。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>付けて、何でも燃やしてしまうというのは、道義的にもいかなるものでしょうか。</p> <p>今は楽かも知れないけど、子孫を泣かせることになるのではないのでしょうか。</p> <p>「一度決めたら止まらない」という日本の行政の悪弊から脱することが必要だと思います。</p> <p>立ち止まって、今ある各市町で実施されてきたごみ処理のシステムを改善しつつ、長持ちさせるように、住民の協力を得るほうが良いと思います。</p>		
6	<p>ごみ処理問題は、地域住民への周知、そして、協力なくしては進めることのできない問題だと思います。</p> <p>どのようなごみ処理政策を推進するにしても、住民の要望を聞き、通り一遍ではなく、繰り返し住民と話し合いをすることが重要ではないのでしょうか。</p> <p>しかしながら、住民に周知し、協力を得るためには、広域圏では非常に困難であると思います。</p> <p>今回の計画（案）では、生ごみの資源化やプラスチック類の回収・処理についても、一体どうなるのかわかりませんでしたし、ごみ処理有料化等も検討を進めると記載されていたことも驚きでした。</p> <p>こうした問題を、一体どれくらいの地域住民が知っているのでしょうか。</p> <p>ごみにもそれぞれの地域の個性があり、処理の仕方にも違いが出るのは当然のように思います。</p> <p>広域化によって一律に統合して進めようとするに、本当に意味があるのか大きな疑問です。</p>	<p>新たな焼却施設においては受入基準を定めて基準に適合するごみを燃やせるごみとして処理することとし、その他のごみは、各市町の施策によって3Rの取組がなされるものです。</p> <p>盛岡広域8市町におけるごみ処理広域化においては、焼却処理施設の集約化を目指して、協議を進めているところです。</p> <p>3Rの推進、分別資源化などは、本計画や8市町間で締結を予定している協定に基づいて連携して取り組むとともに、各市町で策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。このことから、引き続き、きめ細かな情報提供や周知啓発を行い、ごみ減量・資源化の推進に努めてまいります。</p> <p>なお、各市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、市町間での協議により方針を定めることとしています。</p> <p>また、地域住民への周知については、これまで、説明会や懇談会の開催、広報への特集記事の掲載、冊子の配布などにより、情報提供に努めてきたところですが、今後も、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>	D
7	<p>現在、盛岡市にあるクリーンセンターを大幅に上回る焼却量500 t/日の大型焼却施設を盛岡市に造るとのこと。</p> <p>このような大量のごみを燃やす施設が本当に必要か疑問。</p> <p>環境への負荷も心配。</p> <p>わざわざ遠く離れた地域から1か所にごみを集めてきて、大型焼却施設で燃やすより、それぞれの地域で、実情に合わせた仕</p>	<p>県央ブロックのごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指しているものです。</p> <p>新たな焼却施設の処理量については、圏域の人口動態や、各市町のごみ減量・資源化施策の動向などを含め、今後も精査して</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>組みで処理するほうが合理的ではないかと思う。</p> <p>資料は目を通したが、とても難しく、一般市民が意見の参考にできるようなものではないと感じた。</p> <p>どのような焼却炉を建設し、どのようなごみを、どこから、どれくらい運んで、どう処理するのか。</p> <p>また、この計画を進める上で、誰がどれくらいお金を出すのか。</p> <p>この計画で、3Rやごみの資源化、カーボンゼロは進むのか。</p> <p>市民は、この計画を理解できているのでしょうか。</p> <p>機会があるたびに周りの方々に聞いてみるのだが、理解できている人に会ったことがない。</p> <p>生活に密着した分野だけに、もっと市民に周知し意見を聞くべき。</p> <p>多くの賛成が得られるまで、この計画はストップすることを求める。</p>	<p>まいります。</p> <p>また、地域住民への周知については、これまで、説明会や懇談会の開催、広報への特集記事の掲載、冊子の配布などにより、情報提供に努めてきたところですが、今後も、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>	

#### イ 2050年カーボンゼロに関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	2050カーボンゼロの世界的な目標があるにもかかわらず、二酸化炭素を発生するごみ焼却炉について、どのようにしていくのか説明がない。	整備する処理施設に関しては、2050年カーボンゼロの観点も踏まえて検討を進めることを、本計画に盛り込むこととします。(本計画P13)	A
2	二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの削減(2050年に排出実質的にゼロ)目標にどう寄与するのか、まったく記述がない。	整備する処理施設に関しては、2050年カーボンゼロの観点も踏まえて検討を進めることを、本計画に盛り込むこととします。(本計画P13)	A
3	2050カーボンゼロの世界的目標にどのように近づけるのか、分別や資源化をどうしていくのか、環境省でも、焼却中心の方法から減量と資源化に方向を定めてきていると聞きましたが、どうしてそれと相いれない内容が進められているのか理解できません。	<p>2050カーボンニュートラルは、社会全体で取り組むべきテーマであり、廃棄物処理においても、可能な限り、温室効果ガスの排出抑制を目指すべきものと認識しています。</p> <p>「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」では、ごみ焼却施設を1施設に集約して広域処理する場合と、既存の6施設で処理する場合の、それぞれ30年間におけるCO<sub>2</sub>排出量を比較しており、広域処理によってCO<sub>2</sub>排出量が約10%抑制されるという試算結果を示しています。</p> <p>令和5年度から6年度にかけて策定する「施設整備基本計画」では、学識経験者の知見の下、カーボンニュートラルの実現</p>	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえ、施設の仕様を検討していく予定です。	
4	気候危機による局地的大洪水や酷暑など異常気象も起き、CO <sub>2</sub> の削減は緊急に取り組む課題です。	2050年カーボンニュートラルは、社会全体で目指す必要があるものと捉えています。 その実現を目指し、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式の技術について、施設の整備段階で導入可能なものは積極的に取り入れることができるよう、学識経験者の知見も取り入れ、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえながら施設の仕様を検討してまいります。	A

#### ウ 事業費に関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	<p>循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」）の期間は、令和5年4月1日から5年間である。</p> <p>この期間に新焼却施設建設工事は含まれておらず、県央ブロックごみ処理広域化計画の準備段階の「地域計画」になっている。</p> <p>このため、焼却施設設置費を含む総事業費が不明である。</p> <p>これは、新焼却炉の炉型が決まっていないことに起因している。</p> <p>総事業費は、県央ブロックごみ処理広域化基本構想（以下「基本構想」）の時点より、約1.5倍に膨らむとの予測がある中で、「準備」を強行しようとしていることが、この「地域計画」の基本的な欠陥である。</p> <p>「地域計画」の全体像については、令和10年以降の「地域計画」で県央ブロックの市民、町民に知らされることになるが、その時期には、既に多くの既成事実が積みあがっていることが懸念される。</p>	<p>環境省の地域計画作成マニュアルでは、「地域計画」の計画期間は、5年を標準とし、5年を超える場合は7年を上限とし、それ以上となる場合には、数次にわたる計画とすることとされていることから、本計画の計画期間は、令和5年度から9年度までの5か年としているものです。</p> <p>なお、新焼却施設及び中継施設の事業費については、本地域計画20頁から22頁の施設概要に、それぞれ施設整備に係る事業計画額を記載しています。</p> <p>また、地域計画には、施設整備に係る事業費を記載するものであり、施設稼働後の運営維持管理経費を含めた総事業費については、今後、広報等を通じて情報提供してまいります。</p>	B
2	<p>今回の循環型社会形成推進地域計画案には、県央ブロックごみ処理施設建設工事が含まれておらず、市民が知りたい建設費用がどれだけの規模になるのかわからない。</p>	<p>新焼却施設及び中継施設の建設工事費については、本地域計画20頁から22頁の施設概要に、それぞれ施設整備に係る事業計画額を記載しています。</p> <p>地域計画には、施設整備に係る事業費を記載するものであり、施設稼働後の運営維持管理経費を含めた総事業費については、今後、広報等を通じて情報提供してまいります。</p>	B

## エ 地域還元に関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	<p>現在、土淵推進協議会では廃棄物エネルギーを利用したふれあいと賑わいのあるまちづくりに向け、協議を重ねているようだが、新たに設置されるごみ焼却施設からの供給エネルギー規模が見えないため、廃棄物エネルギーを利用したまちづくりの協議が滞っている状態です。</p> <p>新たに設置されるごみ焼却施設で「どのくらいのごみを焼却すればどのくらいのエネルギー（電気、熱等）が供給可能かを、目安でいいので示していただきたい。また、現在松園にあるごみ焼却施設では、平均どのくらいのエネルギーをどの範囲まで供給できているのか」も教えていただきたい。</p>	<p>ごみ焼却施設から発生する廃棄物エネルギーについては、基本的に施設の運転管理に活用することとし、発電した余剰電力は売電することを想定していますが、発電後の排熱について、周辺施設への供給可能なエネルギー量については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画で検討することとしています。</p>	D
2	<p>ごみ焼却後の残灰について、地域農業への活用を目的として、地域への還元も検討していただきたい。</p>	<p>焼却処理後の残灰の処理については、民間への処分・資源化の委託による既存の処分場の延命化について検討していくこととしています。令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画の中で、効率的に活用できる方法について検討してまいります。</p>	D
3	<p>廃棄物エネルギーとして生産された電気を売電する場合は、売電によって得られた利益について、地域への還元等も検討していただきたい。（松園ではごみ焼却施設からの廃棄物エネルギー（電気）を売電しているとのことですが、地域への還元については不明）</p>	<p>8市町から集められた廃棄物に由来する収入が生じた場合は、8市町（盛岡広域環境組合）が行うごみ処理等の事業に要する経費に充てるべきものと捉えています。エネルギー利活用施設への電気や熱の供給などにより、地域の振興や活性化に結び付くよう、地域の皆様との話し合いを進めてまいります。</p>	D
4	<p>ごみ焼却施設は、一部の人たちには、迷惑施設（汚い、臭い、公害）であるとの意見があるのは承知しているが、現在の科学や技術の進歩により、それを用的により課題を解決できるものと思われる。</p> <p>環境保全を全面に出し、地域住民の生命と暮らしを守りながら、地域の発展を期する事が大切と思われる。</p>	<p>ごみ焼却施設の整備に当たっては、最新の知見と技術に基づき国内でも最高レベルの安全対策・環境対策を講じた施設を目指すこと、廃棄物エネルギーを有効に利活用した地域振興・まちづくりを進めること等への理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>	D
5	<p>施設で発生するエネルギーの余裕があれば、隣接の公共施設への利用をお願いします。</p>	<p>令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画において、施設から発生するエネルギーの有効活用を検討してまいります。</p>	D
6	<p>「盛岡環境センター（仮称）」は上厨川地区の持続的発展と日常生活に欠かすことのできない施設と位置付け、余剰電力販売収入による「上厨川環境保全基金（仮称）」を基に、盛岡市と「上厨川地区環境保全委員会（仮称）」が一体となり、安全と環境保全</p>	<p>8市町から集められた廃棄物に由来する収入が生じた場合は、8市町（盛岡広域環境組合）が行うごみ処理等の事業に要する経費に充てるべきものと捉えています。エネルギー利活用施設への電気や熱の供給などにより、地域の振興や活性化に結び付</p>	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	に取り組み、資源循環と自然環境に関する学習や情報発信のための拠点としたい。	くよう、地域の皆様との話し合いを進めてまいります。	
7	余熱体験施設や環境啓発施設は、設置費用の削減と維持管理の効率化のため、別棟ではなく、ごみ処理施設本館とオールインタイプを希望する。 また、北国であることから、施設周辺・取付道路～駐車場の融雪設備を完備願いたい。	ごみ処理施設とエネルギー利活用施設の配置等については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画により検討を進めてまいります。	D
8	上厨川地区は、農業地帯であり豊富な農業技術や人材を活用し、通年のブランド果菜類の栽培と車イス利用者や高齢者の栽培収穫体験のため余熱(余剰電力)利用の「ユニバーサル農業ハウス団地」の設置をお願いしたい。 環境啓発施設の中心となる見学会は、体験型(余熱利用果菜類収穫～余熱調理～ごみ処理)を中心に「ゼロウエスト」の発信拠点として、見学者数No.1を目指してもらいたい。	エネルギー利活用施設のコンセプト等については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画により検討を進めてまいります。	D
9	地元の自治会として「盛岡環境センター(仮称)」余熱体験施設の一部に、上厨川自治会館機能の設置をお願いしたい。	御意見として承り、今後検討してまいります。	D

#### オ 3R推進・減量目標に関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	3Rの推進、分別収集・資源化、最終処分の課題を一貫して取り組む姿勢が感じられない。	3Rの推進、分別資源化などは、8市町が本計画や8市町間で締結を予定している協定に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。このことから、引き続き、住民へのきめ細かな情報提供や周知啓発を行い、ごみ減量・資源化の推進に努めてまいります。	D
2	ごみそのものの大幅減量を目指す計画になっていない。 生ごみの分別収集の徹底をはじめ、鹿児島県志布志市で実行している分別収集・資源化の取組を強化する意欲をこの計画に感じない。 ごみ処理広域化は、ごみ減量・資源化の市民の努力を無にして、面倒だから全部燃やしてしまうという環境破壊の方針でしかない。 その上、多数のごみ収集車が大量の二酸	ごみ減量や資源化の推進については、引き続き各市町がそれぞれの事務として、各市町の一般廃棄物処理基本計画に基づいて、地域の事項に応じ、住民参加の下で意識啓発に努めながら施設を実施していく必要があるものと考えています。 その上で、本計画や8市町間で締結を予定している協定に基づき、8市町が相互に連携しながら、圏域における循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。 基本構想では、1施設に集約して広域処	C



No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>化炭素とPM2.5を撒き散らし、広域化参加全市町で環境汚染が進行する。</p> <p>多額の税金を浪費し、環境破壊を一層進めるごみの広域化処理は、最悪の選択だ。</p> <p>この計画を撤回し、市町ごと（広域合併を強制された市町は、旧市町ごと）に、環境破壊を生じさせないごみ処理計画を策定すべきだ。</p> <p>その際、水・電力などの社会インフラストラクチャの供給計画も同時に議論すべきだ。</p> <p>例えば、し尿の合併処理は、下水処理の環境負荷を高め、余計なメタンガスを大気に放出させ、地球温暖化を加速する誤った政策だ。</p> <p>し尿をメタン発酵させ、メタンを熱源・発電用燃料として利用する計画を立案すべきだ。</p> <p>化石燃料を浪費しないで輸送・移動が可能な小さな経済圏で、人々がエネルギーと食料を自給できる社会こそ、我々が目指すべき社会だ。</p> <p>盛岡市の計画は、2030年頃、一部の土建業者が儲けるだけで、市民には一層の環境破壊と異常気象による災害とを押し付ける計画だ。</p> <p>断固、反対だ。</p>	<p>理する場合と既存の6施設で単独処理する場合の30年間におけるCO2排出量を比較し、広域処理とすることで約10%削減されると計算しています。</p> <p>また、1施設に集約することで、施設管理経費及び収集運搬経費は約17%低減されると計算しています。</p> <p>これらを踏まえ、8市町が連携し、引き続き、ごみ処理広域化に取り組んでまいります。</p>	
3	<p>気候危機が深刻な状況にあり、CO2削減が緊急の課題となっている中、ごみの焼却処分においても「ごみ分別により資源化を進め、できる限り焼却量を減らす」方向に進むべきと考えます。</p> <p>環境省の平成31年の通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」でも、これまでのごみ処理広域化の見直しを求めています。</p> <p>しかし、今回の循環型社会形成推進地域計画（案）は、すでに時代遅れとなっている平成27年度の「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」から脱却できず、推進する立場で策定されていると感じます。</p>	<p>盛岡広域8市町におけるごみ処理広域化の取組は、焼却処理の集約化を目指して、協議を進めているものですが、関係市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、関係市町の協議により方針を定めることとしています。</p> <p>また、プラスチック類の分別収集・資源化については、プラスチック資源循環促進法に基づき、新施設の稼働までに、8市町の全域で実施することとしており、各市町の資源化・ごみ減量の取組を継続・拡充した上で、焼却せざるを得ない廃棄物については共同処理することにより、環境負荷の低減を目指すものです。</p> <p>なお、県は、平成31年3月に環境省が通知した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、令和3年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を見直していますが、ごみ処理広域化・集約化を推進</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		<p>する方向性は変わっていません。</p> <p>整備する処理施設に関しては、2050年カーボンゼロに向けて、二酸化炭素などの温室効果ガス削減の観点で踏まえ取り組んでまいります。</p>	
4	<p>排出量の目標は、令和10年度で令和元年比12.5%減としているが、この目標設定方法は説得性に欠ける。</p> <p>この目標は、コロナ感染拡大がごみ排出量に影響が現れた令和2年度のデータの使用を避けて、令和元年度のデータを基準にして、それまでのごみ排出傾向から決めたものと説明されている。</p> <p>これは、盛岡市の一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（令和4年）にあるように「コロナ感染拡大は終息し、日常生活、事業活動が回復する」と予測し、コロナ感染拡大以前のごみ排出傾向から数値目標を設定したのと同じ発想である。</p> <p>今後、どのようにコロナ感染拡大の影響から「回復」していくのか、明確な答えはない状況で設定された数値目標は用をなさないものになっている。</p> <p>したがって、ごみ減量の数値目標の設定は、ごみ排出量の傾向から決めるのではなく、市民、町民が共感し納得して行政と協働しつつ、ごみ減量・資源化の行動ができるものにするのが重要である。</p>	<p>市は、一般廃棄物処理基本計画における減量化の目標として、「1人1日当たりの排出量（資源を除く。）」について、11年間で11%の減量目標を設定しています。</p> <p>住民等に分かりやすい目標を示すとともに、各市町が各般の施策に積極的に取り組むことにより達成可能な目標として、「1年間に付き1%減」、9年間における減量化の目標を「9%減」としたものであり、広域における減量化の目標としたものです。</p> <p>この減量目標に人口減少の要因を踏まえて算出した結果、令和元年度比12.5%減となるものです。</p> <p>ごみ減量は住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。このことから、引き続き、住民へのきめ細かな情報提供や周知啓発を行い、ごみ減量・資源化の推進に努めてまいります。</p>	B

#### カ 焼却炉形式・施設規模に関する意見

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	<p>「地域計画」の目標を実現するための「施策の内容」は、計画の中核である焼却施設の炉型決定を後回しにして策定されたもので、おざなりのものになっている。</p> <p>炉型の選択は、事務組合発足後に学識経験者を含めた委員会の協議を経て決定するとされている。</p> <p>しかし、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の協議においては、新焼却施設の事業費の推計で、ストーカ炉と熔融炉の場合が比較されており、熔融炉も可能な選択肢という取扱いをしている。</p> <p>500t/日規模の熔融炉は、シャフト式でコークス・石灰石で熔融するため、温室効果ガスの排出はストーカ炉に比べて30%ほど多いとされている。</p>	<p>地域計画における施策の内容は、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において、様々な観点で協議を重ねてきたものです。</p> <p>ごみ焼却施設の処理方式については、方式ごとの特徴や、採用することの意義、効果、整備及び維持管理に要する費用、環境に対する影響などを精査し、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>このことから、新たなごみ焼却施設の処理方式については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画において、学識経験者の意見も聴きながら検討していくこととしています。</p> <p>なお、新たなごみ焼却処理施設で受け入れられるごみは、現在の「盛岡地域」の施設の</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>これは、2050年カーボンニュートラルの国の政策からみても不都合なことである。</p> <p>また、シャフト式溶融炉は何でも燃やすことが出来るため、溶融炉を持つ自治体は、分別収集の経費削減のため、ごみ分別・資源化の取組に消極的になる傾向がある。</p> <p>シャフト式溶融炉を持つ滝沢市では、紙・プラ容器包装は可燃ごみ、中型の粗大ごみも可燃ごみで、高カロリーのプラスチックごみはコークス費用の節約のため積極的に燃やされている。</p> <p>こうした状況からみて、炉型の選択は「地域計画」の目標達成のための「施策の内容」に大きく影響を及ぼすと言える。</p> <p>なお、プラスチック資源循環促進法ができて、プラスチック資源の分別収集が循環交付金の要件になったことも、シャフト式溶融炉を選択肢とする場合は考慮する必要がある。</p> <p>また、焼却炉メーカーは1社に限られ、業務委託はその系列下の業者に独占され、委託料には市場原理が働かず高騰する状況が、滝沢・雫石の例からも伺える。</p> <p>こうしたことから、シャフト式溶融炉を選択肢に入れることは避けるべきである。</p>	<p>受入基準の範囲を超えない方向ですので申し添えます。</p>	
2	<p>ストーカ炉方式と溶融炉方式を選択肢にあるが、整備費の面でも環境面でも溶融炉方式のほうがデメリットは大きいのに、事務組合設立後でなければ検討できないというのは疑問である。</p>	<p>県央ブロック内で現在稼働している6つのごみ処理施設においては、ストーカ炉方式又は溶融炉方式が採用されています。</p> <p>ごみ処理施設の処理方式については、方式ごとの特徴や、採用することの意義、効果、整備及び維持管理に要する費用、環境に対する影響などを精査し、慎重に検討する必要がありますと考えています。</p> <p>このことから、新たなごみ焼却施設の処理方式については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画において、学識経験者の意見も聴きながら検討していくこととしているものです。</p>	C
3	<p>「地域計画」に表記された焼却設備規模500 t/日は過剰な計画である。</p> <p>この「地域計画」では、中間処理量の目標について、令和元年を基準に令和10年で約12%減の140,569 tにしている。</p> <p>中間処理量のほとんどが焼却量として、これは385 t/日の焼却量に相当する。</p> <p>この減量傾向で、新焼却施設が稼働する予定の令和14年まで外挿すると、焼却量は約361 t/日になる。</p>	<p>日処理量500トン、基本構想において、集約化の効果を検討する際に用いた数値です。</p> <p>今後、策定する一般廃棄物処理基本計画、施設整備基本計画の中で、ごみ減量や資源化に関する施策の効果も見込んだ上で、人口変動やごみ処理量の算定を改めて行い、施設規模を精査してまいります。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	このように「地域計画」の排出量・中間処理量の削減目標が達成されれば、焼却設備規模500 t/日は異常な過剰設備と言わざるをえない。		
4	<p>焼却設備規模 1 日500トン は 過大である。基本構想から変わっていない。</p> <p>そもそも、施設規模を決めるためには、最初にごみ減量と資源化を徹底しなければならないにもかかわらず、これについては先送りになっている。</p> <p>そもそも、500トンで算定した事業費は、まったく信頼性に欠ける。</p> <p>過大な施設といえる。</p>	<p>日処理量500トンは、基本構想において、集約化の効果を検討する際に用いた数値です。</p> <p>今後、策定する一般廃棄物処理基本計画、施設整備基本計画の中で、ごみ減量や資源化に関する施策の効果も見込んだ上で、人口変動やごみ処理量の算定を改めて行い、施設規模を精査してまいります。</p>	C
5	<p>焼却方式において、特にも焼却時の有害物質の発生を抑えると言われている『熔融方式』を導入するべきと思われる。</p> <p>このことにより、最終処分されるのは飛灰のみとなり、最終処分場の延命化につながります。</p> <p>スラグは、今までは処分に困っていましたが、農業用の資材として利用できることが可能となりました。</p> <p>肥料資材の世界的不足高騰が恒常的な今、原料の大半を海外に依存している現状において、地域で発生したごみを地域の農地に還すことが、これこそ『地域循環』と思われる。</p>	<p>新たなごみ焼却施設の処理方式については、令和5年度から6年度にかけて策定する施設整備基本計画において、学識経験者の意見も聴きながら検討していくこととしています。</p>	D

■反映区分 A：計画等に盛り込むもの C：計画等に盛り込まないもの  
B：計画等に盛り込み済みのもの D：その他、要望・意見・感想等